## 職員の賠償責任に関する規則の一部を改正する規則

職員の賠償責任に関する規則(平成27年規則第72号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重 傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
(予算執行職員等の補助者の指定)	(予算執行職員等の補助者の指定)
第2条 法第243条の2の2第1項後段に規	第2条 [同左]
定する規則で指定する職員は、次の各号に	
掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定め	
る職にある者とする。	
[(1) • (2) 略]	[(1)・(2) 同左]
(3) 支出負担行為に関する確認	(3) [同左]
[削る]	<u>ア</u> 会計管理者の決裁を要するものにあ
	つては、総務課長
[削る]	<u>イ</u> 総務課長の専決できるものにあつて
	は、会計事務を補助する職員に充てら
	れる職員の上席のもの
<u>ア</u> 出納員が行うものにあつては、当該確	<u>ウ</u> 出納員が行うものにあつては、当該
認につき補助する <u>出納員補助者</u>	確認につき補助する <u>分任出納員</u>
[(4)・(5) 略]	[(4)・(5) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附則

この規則は、公布の日から施行する。